

# 福井県報

第 334 号  
令和 7 年  
1 月 2 8 日 (火)  
火 曜 日 発 行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 告 示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の辞退（23・地域福祉課）…………… 1
- 保安林の指定の予定（24～27・森づくり課）…………… 2
- 保安林の指定施業要件の変更の予定（28・同）…………… 3
- 土地改良区の定款変更の認可（29・坂井農林総合事務所）…………… 4

### 公 告

- 福井県動物愛護管理業務の委託についての公募型プロポーザルの実施（医薬食品・衛生課）…………… 4
- 大規模小売店舗立地法の規定による意見（商業・市場開拓課）…………… 5
- 所在の不明な者に対する保安林の指定施業要件の変更の通知（森づくり課）…………… 5

### 人事委員会規則

- ※公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（1）… 6

## 告 示

### 福井県告示第23号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関からその業務を辞退する旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関 番号	サービスの種類	届出事項	名称	辞退年月日	介護機関住所
1832030140	居宅療養管理指導	辞退	遠矢歯科医院	令和7年1月4日	〒916-0147 福井県丹生郡越前町内郡19-23-1

#### 福井県告示第24号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林予定森林の所在場所

南条郡南越前町大谷113字宮ノ谷2、3、10、28の1、29の1、30、32の2、33、34

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 福井県告示第25号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

1 保安林予定森林の所在場所

南条郡南越前町具谷72字トゴロ谷1の1、2の1、3の1、4の1、4の2、73字落合平1の1、2の1

## 2 指定の目的

水源の涵養

## 3 指定施業要件

### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

具谷72字トゴロ谷1の1、2の1、3の1、73字落合平1の1、2の1（以上5筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を福井県庁および南越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第26号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

### 1 保安林予定森林の所在場所

福井市宮郷町23字野田三味1、国見元町24字朽木山4の1

### 2 指定の目的

水源の涵養

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第27号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、保安林に指定する予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

### 1 保安林予定森林の所在場所

丹生郡越前町大谷寺54字東天宮谷1の1、2、3、55字堂山35の1、36

### 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 福井県告示第28号

農林水産大臣から、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

### 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

勝山市北郷町東野2字際谷7の1から7の26まで、8の1から8の12まで、74字炭カマ谷1、75字壁谷1、76字小シヨウ1、77字大シヨウ1、78字滝ヶ谷1から3まで、79字小西1、80字大西1、2の1、2の2、81字トチノキ谷1の1、1の2、82字マムシロ1の1、1の2、83字蓬原1の1、1の2

### 2 保安林として指定された目的

水源の涵養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法・期間および樹種  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁および勝山市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 福井県告示第29号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
春江町土地改良区	令和7年1月15日

## 公 告

福井県動物愛護管理業務の委託先募集について、次のとおり公募型プロポーザルにより実施するので、公告する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

### 1 委託する業務

- (1) 名称  
福井県動物愛護管理業務

### (2) 内容

- ア 福井県動物愛護センターにおける動物愛護管理業務
- イ 福井県動物愛護推進計画の施策の推進に関する業務

### 2 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

### 3 企画提案書等を求める事項

企画提案書等の内容については、後段「7 説明資料等の交付」により交付する募集要領等による。

### 4 応募資格

- (1) 応募に当たっては、次の要件をすべて満たしていること。

- ア 法人格を有していること。
- イ 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第12条第1項各号の規定に該当しない者であること。
- ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- エ 応募の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- オ 本店および県内に所在する営業所等が国税または地方税を滞納していない者であること。

### 5 申込方法

当該プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加表明書」および「法人概要書」を令和7年2月13日(木)午後5時までに、次のとおり提出すること。

#### (1) 提出方法

郵送(配達証明)または直接持参による。

#### (2) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ

### 6 業務内容説明会の開催

#### (1) 開催日時

令和7年2月12日(水)午後2時から

#### (2) 開催場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県庁 6階 大会議室

#### (3) その他

説明会を欠席した場合は、当該プロポーザルへの参加を辞退したものとみなす。

### 7 説明資料等の交付

募集要領および企画提案書等関係資料の交付については、次のとおりとする。

#### (1) 交付期間

令和7年1月28日(火)から令和7年2月13日(木)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)の午前9時から午後5時まで

#### (2) 交付場所

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ

電話 0776-20-0354

なお、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課ホームページからダウンロード

ドすることもできる。

## 8 企画提案書等の提出

### (1) 提出方法

郵送（配達証明）または直接持参による。

### (2) 提出先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課 食品安全グループ

電話 0776-20-0354

### (3) 提出期限

令和7年2月20日（木）午後5時

## 9 企画提案書等の提出辞退

参加表明後に企画提案書等の提出を辞退する場合は、企画提案書等提出辞退届（様式自由）を企画提案書等の提出期限までに提出すること。

## 10 企画提案書等の審査

提出された企画提案書等については、審査委員会において、参加者によるプレゼンテーションを実施した上で、審査基準に基づき審査する。

なお、審査委員会の開催日程については、参加者に別途通知する。

### 11 委託先候補の決定方法

審査委員会の審査により、総合点が最も高かった参加者を委託先候補に決定する。

### 12 審査結果の通知

審査結果については、全参加者に通知する。

### 13 その他

(1) 県に提出された書類は返却しない。

(2) 提出された書類の内容に虚偽の記載がある場合には、失格とする。

(3) この募集の参加のために要する費用は、参加者の負担とする。

(4) 当該プロポーザルに係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨は、日本語および日本国通貨とする。

(5) この公告に掲げるもののほか、当該プロポーザルに関し必要な事項は、募集要領等による。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により福井市から意見を聴取したので、同条第3項の規定により公告する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

### 1 大規模小売店舗の名称および所在地

ケーズデンキ福井北店

福井県福井市高柳2丁目1101番 外5筆

## 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名

株式会社関西ケーズデンキ

代表取締役 杉本 正彦

茨城県水戸市城南2丁目7番5号

## 3 聴取した意見の概要

(福井市)

駐車場台数変更は、福井市駐車場条例第9条の届出内容変更にあたるので、改めて変更の手続きを行うこと。

## 4 聴取した意見の縦覧場所

(1) 福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

(2) 福井県福井市手寄1丁目4-1

AOS SA 5階

福井市商工労働部商工振興課

## 5 聴取した意見の縦覧期間および縦覧できる時間帯

(1) 縦覧期間

公告の日から1月間

(2) 縦覧できる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし土曜日、日曜日、祝休日、年末年始を除く。）

## 6 意見書の提出先

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県産業労働部商業・市場開拓課

森林法（昭和26年法律第249号）第30条の3において準用する同法第33条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年1月28日

福井県知事 杉本 達治

### 1 所在の不明な者の氏名

名豊商事株式会社、南江秀男、山岸昭典、上山高広、斎藤三良

### 2 通知の要旨

(1) 官報による農林水産省告示にて保安林の指定施業要件が変更されたこと。

(2) 変更に係る保安林の所在場所および変更後の指定施業要件については、令和6年1月28日農林水産省告示第2200号による。

3 掲示場所  
福井県庁および勝山市役所

## 人事委員会規則

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年1月28日

福井県人事委員会 委員長 野村 直之

福井県人事委員会規則第1号

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公立小浜病院組合の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年福井県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
組織	職員	組織	職員
公立小浜病院組合	(略)	公立小浜病院組合	(略)
杉田玄白記念公立小浜病院	(略)	杉田玄白記念公立小浜病院	(略)
	薬剤部		薬剤部
	医療技術部		部長 副部長 科長 技師(士)長
	看護部		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
レイクヒルズ美方病院	(略)	レイクヒルズ美方病院	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和7年2月1日から施行する。